

議第21号

三島市健康づくり条例案

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 健康づくり計画（第9条）

第3章 健康づくりの推進に関する施策（第10条—第13条）

第4章 健康づくり推進協議会（第14条）

第5章 補則（第15条）

附則

健康は人の元気と安心の源であり、希望あふれる社会の礎であって、心身の健康を維持し、向上させ、生活の質を高めることは市民共通の願いである。そこで、本市は、平成元年に「健康都市宣言」を、平成21年に「食育推進都市宣言」を行うなど、市民が主体的に取り組む心身の健康づくり、生涯にわたる食育等の推進に努めてきた。

しかし、近年、疾病構造の変化、急速な高齢化の進展等により市民の健康を取り巻く環境は大きく変わり、疾病対策から介護予防まで一貫した施策の充実が求められるとともに、自立した生活ができる健康寿命の延伸に向けて、健康づくりに関する新たな施策を講ずることが急務となっている。

このような状況の中で、市民一人一人が生涯にわたり健やかで心豊かに暮らせる地域社会を実現するためには、それぞれが健康づくりに関する理解を深め、食生活の改善、運動の習慣化等を通じた健康づくりに主体的に取り組むとともに、地域交流や社会参加を通じて健康づくりができる環境を整備していくことが重要である。

ここに、健康づくりについての基本理念を明らかにしてその方向を示し、市民、地域団体、事業者、保健医療関係者及び市の協働により、市民の健康づくりに関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市民の健康づくりに関し、基本理念を定め、及び市の責務を明らかにするとともに、市民の健康づくりのための基本となる事項を定めること等により、市民、地域団体、事業者、保健医療関係者及び市の協働による市民の健康づくりのための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民が生涯にわたり健やかで心豊かに暮らすことができる持続可能で活力ある健康都市の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域団体 市内で活動を行う公共的団体をいう。
- (2) 事業者 他人を使用して市内で事業を行う者をいう。
- (3) 保健医療関係者 市内で保健及び医療に関する職務に従事する者をいう。

(基本理念)

第3条 健康づくりは、生涯にわたる自立した生活及び安心して安全で心豊かな生活を営む上で欠くことのできないものであることに鑑み、あらゆる機会とあらゆる場所において、市民一人一人が生きがいを持ち、主体的に取り組むことができるようにすることを旨として、推進されるものとする。

2 健康づくりは、にぎわいと活力ある持続可能な健康都市を実現する上で欠くことのできないものであることに鑑み、市民、地域団体、事業者、保健医療関係者及び市がそれぞれの役割を踏まえ、相互に連携を図りながら協働することにより推進されるものとする。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。

2 市は、前項に規定する施策を策定し、及び実施するに当たっては、市民、地域団体、事業者及び保健医療関係者の意見を反映させるよう努めるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、自らの健康は自らで守るという意識を持ち、健康づくりに関する知識と理解を深め、自らの健康状態に応じた健康づくりに主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 市民は、基本理念にのっとり、家庭、学校、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所において、健康づくりの推進に関する活動に参加するよう努めるものとする。

(地域団体の役割)

第6条 地域団体は、基本理念にのっとり、その活動に当たっては、健康づくりに配慮するよう努めるとともに、市が健康づくりの推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、その被用者が健康づくりに取り組みやすい環境の整備に努めるものとする。

(保健医療関係者の役割)

第8条 保健医療関係者は、基本理念にのっとり、保健指導、健康診断、治療その他の保健医療サービスを市民が適切に受けられるよう配慮するとともに、健康づくりに関する普及啓発に努めるものとする。

第2章 健康づくり計画

(健康づくり計画)

第9条 市は、健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項の規定により、三島市健康づくり計画（以下「健康づくり計画」という。）を定めるものとする。

2 健康づくり計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 健康づくりの推進に関する基本方針
- (2) 健康づくりの推進に関する目標
- (3) 次に掲げる分野の推進に関する事項

ア 身体健康づくり

イ 心の健康づくり

ウ 健康に配慮したまちづくり

(4) 前3号に掲げるもののほか、健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 市長は、健康づくり計画を定めようとするときは、あらかじめ、三島市健康づくり推進協議会（第14条第1項を除き、以下「協議会」という。）の意見を聴くものとする。

4 市長は、健康づくり計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、健康づくり計画の変更について準用する。

第3章 健康づくりの推進に関する施策

（身体の健康づくりの推進に関する施策）

第10条 市は、身体の健康づくりの推進を図るため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

(1) 保健指導、健康診査、疾病対策等を推進すること。

(2) 食生活、運動習慣その他の生活習慣の改善を図る事業を推進すること。

(3) 身体の健康づくりに関する活動を行う団体等への支援を行うこと。

(4) 歯科保健指導、歯科健診その他の歯科口腔保健事業を推進すること。

(5) 受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）の防止に関する事業を推進すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、身体の健康づくりを推進するために必要な施策（心の健康づくりの推進に関する施策）

第11条 市は、心の健康づくりの推進を図るため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

(1) 心の健康に係る相談の事業を推進すること。

(2) 心の健康づくりに関する普及啓発を行うこと。

(3) 心の健康づくりに関する活動を行う団体等への支援を行うこと。

- (4) 自殺対策に関する事業を推進すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、心の健康づくりを推進するために必要な施策
(健康に配慮したまちづくりの推進に関する施策)

第12条 市は、健康に配慮したまちづくりの推進を図るため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 生涯にわたる健康づくりを可能とするため、多様な地域交流と社会参加のできる環境を整備すること。
- (2) 運動の習慣化を促進するため、歩行しやすい環境の整備等により、楽しく歩くことのできるまちづくりを推進すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、健康に配慮したまちづくりを推進するために必要な施策
(財政上の措置)

第13条 市は、前3条に規定する健康づくりの推進に関する施策の実施に関し、必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

第4章 健康づくり推進協議会

(協議会)

第14条 市民の健康づくりの推進を図るため、三島市健康づくり推進協議会を置く。

- 2 協議会は、この条例の規定によりその権限に属することとされた事項を行うほか、市長の諮問に応じ、市民の健康づくりに関する重要事項について調査審議する。
- 3 協議会の委員（以下「委員」という。）は、17人以内とし、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 保健医療関係者
 - (3) 事業者又は地域団体を代表する者
 - (4) その他市長が必要と認める者

- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 協議会に、会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 6 前各項に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 補則

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
(三島市附属機関に関する条例の一部改正)
- 2 三島市附属機関に関する条例（昭和53年三島市条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担 任 す る 事 務
市 長	三島市農業振興促進協議会	三島市農業振興地域の整備促進に関し必要な調査審議に関する事務
市 長	三島市障害者施策推進協議会	三島市障害者施策推進事業に必要な調査審議に関する事務

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の三島市附属機関に関する条例第2条の規定により設置されている三島市健康づくり推進協議会（以下「旧協議会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日に、第14条第3項の規定により委嘱され、又は任命された三島市健康づくり推進協議会の委員とみなす。

この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、第14条第4項の規定にかかわらず、同日における旧協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 4 この条例の施行の際現に旧協議会の会長又は副会長である者は、それぞれ、この条例の施行の日に、第14条第5項の規定により三島市健康づくり推進協議会の会長又は副会長として定められたものとみなす。

平成24年2月21日提出

三島市長 豊岡 武士